1980 Hague Convention

ファクトシート

日本におけるハーグ条約
（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の実施状況

２０２５年４月１日
外務省領事局ハーグ条約室

１　概要

２０１４年４月、日本においてハーグ条約が発効しました。これに伴い、条約の国内手続を規定する「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（ハーグ条約実施法）が施行され、外務大臣が日本の中央当局に指定されました。

日本の中央当局としての業務を担う外務省ハーグ条約室は、高い公平性と透明性をもって、ハーグ条約の対象事案について、当事者間の連絡を仲介しつつ、以下２の各種支援を当事者に提供し、また、各締約国との協力を通じ、子の迅速な返還及び親子交流の実現に向けた措置を講じています。こうした措置により、日本から外国への子の返還に係る事案の約６０％において、当事者間の話合いや裁判手続を経て子を返還するとの結論に至り、そのうち９０％以上において子が実際に当該外国に返還されています。なお、外国から日本への子の返還に係る事案についても約６０％が返還するとの結論に至っています。

このように、日本におけるハーグ条約の実施状況は適切に推移していますが、一部の国においては、未だに日本によるハーグ条約の実施状況に対して懐疑的な見方があり、外国で生活する日本人が子と共に日本へ一時帰国する際にトラブルが発生するケースも散見されています。諸外国、とりわけ法曹関係者に日本の取組をきちんと理解してもらうことは引き続き重要な課題であり、このため、このファクトシートでは、日本におけるハーグ条約の実施状況及び子の返還の実現に向けた日本の中央当局による支援について説明します。

２　日本に所在している子の返還援助の流れ

外国から日本への子の不法な連れ去りが生じた場合、残された親は、子の返還を求めて日本の中央当局（外務省）に援助を申請[1]することができます。以下が手続の流れです。

・日本の中央当局は、申請書類の受付後、２週間以内を目処に審査を行います。また、ハーグ条約実施法に基づき、子の出入国記録や住民票を確認し、子の所在特定を行います。
・提出された書類が法律上の要件を満たしていれば、中央当局は迅速に援助決定を行います。援助決定後、中央当局は連れ去り後に子と同居している親に書簡を送り今後の取り進め方に関する意向を確認します。申請者が希望する場合は、裁判の申立てが行われるまで子と同居している親に中央当局は接触しないこととしています。

[1] 外務省の HP には、入力可能な PDF 様式の「返還援助申請書」、及び申請書類の作成方法を分かりやすく解説した「援助の手引き」や動画を掲載しており、不明点があればメール又は電話で日本の中央当局に問い合わせることが可能です。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page23_002074.html

・問題解決の方法として、当事者同士の話合い、裁判外紛争解決手続（ADR）機関を利用した話合い、裁判手続があります。日本の中央当局は、迅速な解決のために、ADR 機関の利用促進[2]、弁護士の紹介[3]、日本の裁判所に提出する証拠書類の翻訳委託等の支援を提供しています。また、子の返還裁判中であっても、子との交流を希望する場合には、親子交流支援団体の紹介及び利用費用[4]の支援を行っています。

・日本では、ハーグ条約に基づく子の返還裁判の管轄は、東京ないし大阪のいずれかの家庭裁判所に集中しています。第１審の審理に要する期間は、概ね６０日程度となっています。通常、期日は 2 回行われ、調停[5]に付されることもあります。なお、日本では、子の返還裁判の申立てを行うのは残された親であり、中央当局にその権限はありません。日本の中央当局の援助決定は、返還裁判の申立ての要件ではないため、残された親は日本の中央当局へ援助申請をせずに、直接裁判を申し立てることも可能です。また、出国禁止命令及び旅券提出命令を併せて申し立てることもできます。日本の中央当局へ援助申請をしていれば、日本の中央当局は、裁判所からの調査嘱託に対して、子の所在についての情報を提供します。そのため、子の所在が分からなくても申立てができることとなっています。

３　返還援助決定事案に関する実績

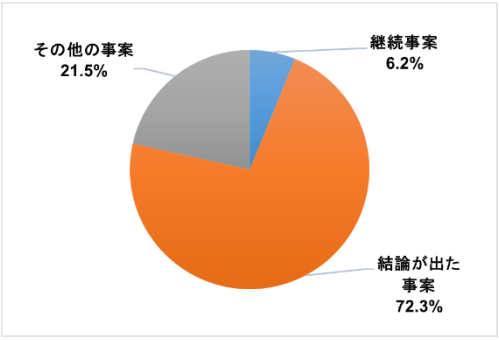
（１）２０１４年４月１日以降、２０２５年３月３１日までの間において、日本の中央当局は、外国から連れ去られて日本に所在する子について１９５件、日本から連れ去られて外国に所在する子について１７４件の事案に対し、返還援助決定を行いました。

（２）日本に所在する子の外国への返還援助を決定した事案１９５件のうち、子の返還または不返還という結論が出たものは１４１件であり、全体の７２．３％です（図ａ）。これらの事案が問題解決に至った方法の内訳は、次のとおりです（図ｂ）。

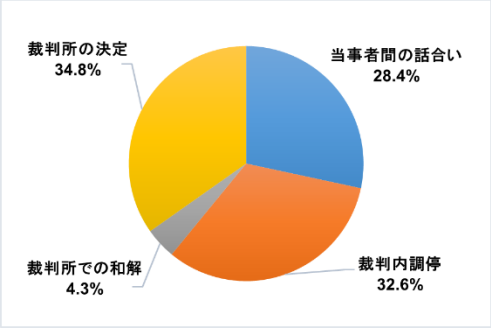
・当事者間の話合いによるもの(ADR を含む)：
　４０件（２８．４％）
・裁判内調停によるもの：４６件（３２．６％）
・裁判所での和解によるもの：６件（４．３％）
・裁判所の決定によるもの：４９件（３４．８％）

（３）結論が出た事案１４１件のうち、返還という結論に至ったものは合計８２件です。それぞれの解決方法ごとに、返還という結論が出た事案の件数（割合）は次のとおりです（図ｃ）。

・当事者間の話合いによるもの（ADR を含む）：
　２４件（６０．０％）
・裁判内調停によるもの：２６件（５６．５％）
・裁判所での和解によるもの：４件（６６．７％）



外国返還援助決定の内訳（図ａ）



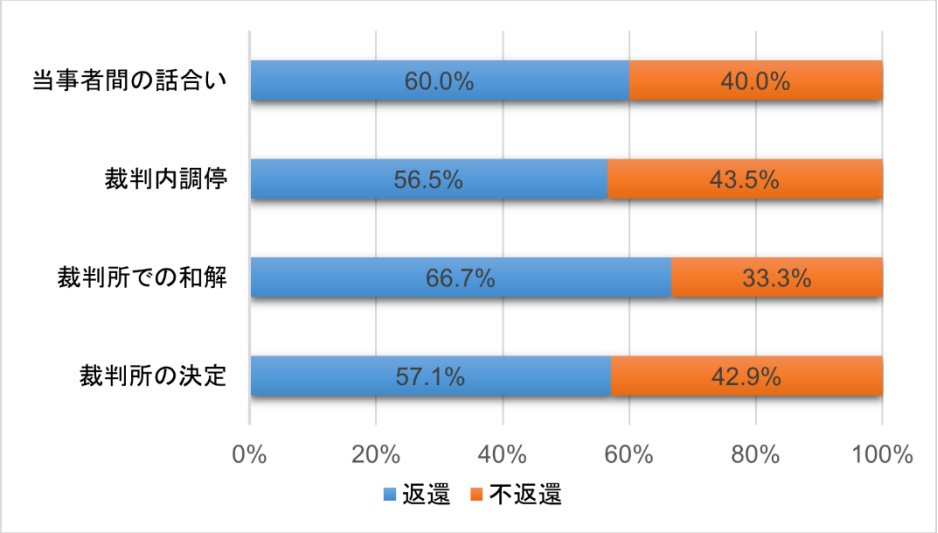
問題解決の方法（結論が出た事案）（図ｂ）

[2] 詳細は下記４（１）参照
[3] 申請者の希望に応じて、通常３名の弁護士の名前及び連絡先が提供されます。
[4] 外務省は直接の交流４回及びウェブ見まもり交流４回まで費用負担しています。
[5] 詳細は下記４（２）参照

・裁判所の決定によるもの：２８件（５７．１％）

いずれの解決方法においても、不返還と比べ、返還という結論に至った事案の割合が高くなっています。これらをまとめると、子の返還という結論になった事案は約６０％であり、そのうち９割以上については、既に子の返還が実現しています。

（４）様々な解決方法のうち、裁判所による返還裁判に関し、２０２３年のハーグ国際私法会議（ＨＣＣＨ）常設事務局の発表によると、ハーグ条約の締約国が申請を受け付け、裁判所で決定が出た事案総数のうち、子を常居所地国に返還することとなったものは５９．０％です。日本についても、これまで裁判所で決定が出た事案のうち返還決定が出た事案の割合は５７．１％であり、日本の子の返還裁判における返還決定の割合は、世界的な水準とほぼ同じであることが分かります。



それぞれの問題解決の方法において子の返還という結論になった事案の割合（図ｃ）

4　友好的解決の促進

子の常居所地国への返還は重要ですが、子の返還は、その子を取り巻く問題を解決するための最初の一歩に過ぎません。親は、子の最善の利益のため、子の監護について包括的な取決めをし、継続しなければなりません。そこで、日本の中央当局は、ハーグ条約事案において、当事者間で話合いができるよう様々な機会を提供しています。その結果、日本においては、結論が出た事案のうち、約６５％が任意の話合いや裁判内調停、裁判所での和解により解決[6]しており、友好的に解決している事案が多くなっています。

（１）ADR（裁判外紛争解決手続）機関の利用について

ハーグ条約は、「子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすこと」を目的とした「全ての適当な措置をとること」を中央当局の義務としています（第７条第２項ｃ号）。日本の中央当局では、弁護士会等が設置した ADR 機関と委託契約を締結し、当事者同士が第三者の関与のもと、話合いができる場を無料で提供しています。ADR では弁護士や心理カウンセラーなどの中立的な第三者が間に入って、紛争解決のための話合いをあっせんします。ADR では裁判に比べて柔軟に話合いの期日を設定することができ、子の返還の有無以外にも、子の監護権や養育費に関する取決めなど、様々な条件を含めて協

[6] 上記３（２）及び図ｂ参照

議を行うことができます。日本の中央当局は、２０２５年3月３１日までに、子の返還案件と子との交流案件、合わせて７９事案の当事者の ADR の利用を支援しました。

（２）裁判内調停について

裁判所に子の返還の申立てが行われた場合にも、子の最善の利益のために友好的な解決を模索することが条約の趣旨にかなうとの観点から、家庭裁判所は、可能な限り、当事者間の話合いによる友好的な解決を図っています。具体的には、返還裁判の中で当事者双方の同意がある場合には、事件を調停手続に付しています。調停では、豊富な経験を有する調停委員が当事者双方に事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、必要に応じ、子の面接技法等の専門的知見を有する職員が子の意見を聴取しながら、双方が納得の上で問題を解決できるように、中立・公正な立場から助言やあっせんをします。裁判内調停では、ADR 機関を利用する場合と同様に、子を常居所地国に返還するかどうか以外にも、様々な条件を含めて協議を行うことができます。裁判内調停で合意が成立した場合（調停成立）、裁判所の決定と同様の法的効力を持つことになります。一方、当事者間に合意が成立する見込みがないと認められる場合は、裁判官が調停に代わる審判をする場合を除き、調停不成立により調停が終了し、裁判所における子の返還決定手続が続行することになります。

5　子の返還の執行

（１）裁判所の決定の強制執行

裁判所による子の常居所地国への返還決定が確定したにもかかわらず子が返還されない場合、日本では、実効性を確保するため、残された親は以下のような強制執行のための手続を行うことができます。

（ａ）間接強制：子の返還を命じられた者に対し、裁判所が金銭的支払いを命じることで、間接的に子の返還を実現させるという強制執行の方法。

（ｂ）代替執行：裁判所の執行官が子の返還を命じられた者の監護から子を強制的に解放し、多くの場合には残された親が自ら常居所地国への子の返還を実現させるという強制執行の方法。強制執行が行われる場合には、執行官の要請により、執行現場に日本の中央当局の職員が立ち会うことがあります。

（２）強制執行手続の実効性向上

子の返還の強制執行手続の実効性を一層確保するため、ハーグ条約実施法の一部が改正され、２０２０年４月１日から施行されました。法改正後、裁判所による代替執行（執行官による強制執行）を行った事案の返還実現率は７５％ であり、実現率は向上しています。

（３）人身保護手続

ハーグ条約上の手続とは別の枠組みですが、常居所地国への子の返還の過程で人身保護手続が利用されることがあります。人身保護手続では、子の返還を命じられた者が子を違法に拘束していると裁判所が判断した場合、その者の裁判所への出廷を強制し、子を解放させることができます。この際、子の返還を命じられた者に裁判所への出廷を強制するため、必要があれば警察力も行使されます。